

令和5年度 第1回いじめ問題対策連絡協議会 会議録

日 時	令和5年7月20日(木) 15時00分～16時00分
場 所	阪南市役所 別棟1階 第2会議室
出席者	<p><会長> 阪南市教育委員会事務局 学 校 教 育 課 長 石原 慎</p> <p><委員> 泉南警察署生活安全課 少 年 係 長 徳山 貴久</p> <p>岸和田子ども家庭センター 相談対応第一課 課長 神木 亜美</p> <p>阪南市こども支援課 課 長 岩本 公一</p> <p>阪南市立小学校長代表 舞 小 学 校 長 中西 俊文</p> <p>阪南市立中学校長代表 鳥 取 中 学 校 長 中山 孝一</p> <p>大阪府教育庁 スクールソーシャルワーカーSV 中山 美和</p>
事務局	<p>阪南市教育委員会事務局 学 校 教 育 課 長 代 理 両口 通寛</p> <p>阪南市教育委員会事務局 学 校 教 育 課 長 代 理 花元 英夫</p>
傍聴者	なし
欠席者	阪南市人権推進課 課 長 戸崎 美津弘

協議内容

①開会

②会長挨拶

③議事

- (1) これまでの議題について
- (2) 令和4年度までの認知件数等について
- (3) 新型コロナウイルス感染症が5類に移行した影響などについて

会議の要旨

(事務局)

事務局の宣言により開会

(事務局)

出席者は過半数に達しているので開会する。

(事務局)

昨年度より交代となっている委員も多いため、事務局より紹介する。

岸和田子ども家庭センターにて人事異動の関係でこれまで参加していただいた藤原和俊様に代わり、今年度より川端 麻友子様にご参加いただくことになっていたが、本日は公務の都合で、代理で神木亜美相談対応一課課長にご参加いただく。

小学校長代表は、昨年度上荘小学校の濱井英洋校長より、小中生指協の代表校が変わられたので、今年度は舞小学校の中西俊文校長にお願いする。

同じく、中学校長代表は、昨年度の鳥取東中学校田窪宏年校長から、今年度は鳥取中学校の中山孝一校長にお願いする。

委嘱状を机上にて配付している。任期は2年ごとに更新するため、今年度はまずは令和5年9月17日までとなっているが、よろしく願います。

昨年度から引き続き委員も紹介する。泉南警察署、徳山少年係長。阪南市人権推進課戸崎課長、阪南市こども支援課岩本課長、大阪府スクールソーシャルワーカースーパーバイザー中山様に引き続き参加いただいている。教育委員会事務局学校教育課からは石原課長、花元と両口が参加する。

ではまず、阪南市いじめ問題対策連絡協議会等条例第6条1項により、本会議の会長は互選により選出する。意見はあるか。

(委員)

学校教育課長が適任と考えられる。

(事務局)

他の意見が無ければ令和5年度は学校教育課長を会長に充てることについて了承を求める。

(委員)

異議なし

(事務局)

会長は学校教育課長石原課長とする。

(事務局)

開会にあたり、石原会長にあいさつをお願いする。

(会長)

今回もよろしく願います。

今年は5月から新型コロナウイルス感染症が5類扱いとなり、小中学校においても、コロナ禍以前の日常生活に戻りつつある。

これまでのいじめ問題対策連絡協議会の議事録は、ホームページにて公開している。教育委員会議にも報告し、意見をいただいている。その中でも、いじめについて話し合っていたいただいていることに感謝するといわれている。いじめについて現場に必要な話をしており、非常に良い会議となっていると評価していただいている。

いじめの認知件数は増加している。学校で、積極的に認知している成果であると感じている。毎月の学校からの報告を点検する中で、人権にかかわるものについても気をつけてみている。ここでの話を校長会や園長会でも紹介し、いじめの認知の感度をあげていきたいと考えている。

本日も1時間と短い時間となるが、よろしく願います。

(事務局)

阪南市いじめ問題対策連絡協議会等条例第8条に基づき、原則公開としている。本日の傍聴人はない。

議事録への公開について承認が必要である。

意見、質問などないか。

(全委員)

～承認～

(会長)

承認されたものとする。

議事

(会長)

続けてこれまでの議事について事務局より説明を依頼する。

(事務局)

資料の1ページ目を確認してほしい。主だった案件について、そこに紹介した。

平成31年度第1回はいじめ認知の現状について紹介することから始めた。平成31年度第2回は、いじめ防止対策委員、つまり本市の第三者委員会の委員を紹介した。令和5年度は、峯本弁護士、胡田学識経験者、東心理士、黒田社会福祉士、三宅医師の5人をお願いしている。またこの会では、学校

いじめ防止基本方針の確認と改善策の検討し、その後、市のホームページですべての学校のいじめ防止基本方針を公開している。

平成31年度第3回は新型コロナの感染拡大の影響で開催できず。令和2年度第1回は、学校いじめアンケートで確認しなければならないことは無いかを確認した。

令和2年度第2回は重大事態に該当する事案について正しく報告が必要であることを共有した。

令和2年度第3回は、いじめの未然防止の取組についてどのような取組ができるかについて話し合った。

令和3年度第1回はいじめの対応で必ず確認しなければならないことについて確認した。

令和3年度第2回は学校に配置しているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家の有効的な活用について話し合った。

令和3年度第3回は新型コロナの感染拡大により、開催できなかった。

令和4年度第1回は、いじめ事案の対応フローチャートについて確認し、このいじめ問題対策連絡協議会で今後話し合っていくべき内容についてもご意見をいただいた。

令和4年度第2回は、いじめの傾向と対策について確認した。

令和4年度第3回は、重大事態の対応や、警察との連携について確認した。

(会長)

これまでの議事について、質問や意見等無いか。質問が無ければ、次の議題とする。

令和4年度までの認知件数等について事務局より説明願う。

(事務局)

いじめの認知件数については、令和3度の小中学校の合計379件に対し、令和4年度は372件と、ほぼ横ばいの結果となった。市教委としては、学校が、積極的に認知した結果と、肯定的に受け止めている。

資料1ページの下段のグラフは、平成28年度からのいじめの認知件数の千人率の推移を国の調査と市の調査を比較したグラフである。令和3年度で比較すると、国の調査の千人率は小学校で80.7、市の調査は135.9なので、国よりも積極的に認知していることがうかがえる。また、中学校では、同じく令和3年度で比較すると、国は調査の千人率は31.9に対し、市の調査は34.2と、中学校でも国より積極的に認知していることがうかがえる。グラフには示していないが、いじめの認知件数については、令和3年度の府の調査においても、小学校で109.9件、中学校で35.7件なので、小中共に、国や府の調査と比較しても大きな乖離はないと分析している。全体的にみても、国の調査より積極的に見える。

都道府県単位でも、認知件数の多い都道府県とそうでない都道府県がある。

阪南市の中でも、学校によって認知件数の差はある。国の定義が、されていやだと感じたものはすべていじめとしてとらえると決められているので、今後も市内で正しくいじめを認知できる環境を整えていきたい。

(会長)

認知件数などについて、阪南市が突出して多いわけではない。グラフを見ると、令和2年度から令和3年度にかけて認知件数が大きく増加しているように感じる。事務局として何があってここで変化したのか、見立てはあるか。

(事務局)

令和2年度に、このいじめ問題対策連絡協議会の議事録を、学校の先生方一人一人に読んでもらう取組を行った。また、議事録を読んでもらったうえで、教員のアセスメント力と指導力を向上させる取組について学校で議論してもらった。その後、学校でも積極的に認知することが増えたと声があった。

(会長)

実際小学校の現場で、いじめの認知件数が増えた要因などについては、どのように感じているか。

(委員)

いじめ防止基本方針を、ネットで公開するなどもあり、たくさんの教員がそれまでよりも、「いじめ」という言葉を多く見るようになった。その後は、いじめと認知するし、認知したものは記録をしっかりと残すようになっていったと感じる。

(会長)

中学校はどうか。

(委員)

いじめについては、様々に思うことがある。されていやだと思うことはいじめであると、法に沿って対応はしている。しかし、いじめという言葉が、どんどん簡単なものになって、本当に本人を傷つけてしまうものと、些細なものも一緒に、「いじめ」と表現されることに課題もあると考える。本当に気づいてあげなければならないものが、逆に見えにくくなってしまわないかを危惧している。中学校では、いじめという言葉だけでなく、「それは、いじめという言葉で片付けられるものではなく、犯罪である。学校の中でだけ犯罪にならないということにはできない」と職員とも話している。暴力行為についても、されていやだと感じているから、いじめと認知することもわかる。いじめというものはなくならないが、大きな被害を生み出すいじめは無くさなければならない。子どもたちのエンパワーで、いじめをなくしていくこともしていきたいと考えている。

(会長)

いじめについては、我々も、他に説明するとき、「勉強が分からないで困っている子に、答えを教えてあげたが、教えられた方は自力で解きたかったと、いやだと感じた。これはいじめである。」と、文部科学省の説明にある説明をしている。いじめなのか、いじめ以前のものなのか、同等になっていくことも危惧していきたい。

(委員)

実際、いやなものはいじめと周りの大人が対応していくことで、コミュニケーション能力が低下している子どももたくさんいるように感じる。友だちとどう付き合えばよいか、自分の付き合い方が分からない子が増えているように感じる。保護者も、うちの子が嫌だと言っているの、いじめではないのかと訴える。本人同士の関係は、本人たちにしかわからないものもある。こんな時、どう立ち振る舞えばいいか、人間関係をどうすれば作っていくことができるのかを、自分が練習することができた。今はそれが無くなってきている。すでに、不登校の多さなどを見ると、兆候が出てきているように感じる。コロナも影響しているのかもしれない。

(会長)

いじめについては、今後も適切に認知し、法に沿った対応をしていきたい。

本協議会は阪南市いじめ問題対策連絡協議会等条例で設置されており、また、阪南市いじめ防止基本方針において市の方針の見直しや、学校園の取組の支援などをしていくと規定している。

これまでも、この協議会の議事録を学校の教職員とも共有し、学校のいじめの認知率の向上や、教員の生徒指導力の向上をめざしてきた。

昨年度までは、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けていたが、この5月から、感染症が5類相当に移行した。

教育委員会としては、6月末ごろから例年よりも多く相談があるが、内容については、ボタンの掛け違いなどがあり、学校とどのように話していくべきかについてクレームではなく相談を受ける回数が例年よりも多くあるように感じている。

今後、第9波という報道も散見されるが、最近の様子で、何か特徴的なものはあるか教えてほしい。

SSWの視点から、コロナが5類になって以後いじめについて気を付けておいた方がよい話など何かあるか。

(委員)

認知件数は、どこの市町も、以前よりも適切に認知しているように感じる。以前は「いじめとして認知しなければならないですよ」と指摘しなければならないこともよくあったように感じるが、最近は確認すると、「すでにいじめと認知して対応しています」と答えてくれる学校がずいぶん増えたように感じている。細かいいじめを認知することも、教員のアンテナが高くなっている結果だと感じている。細かい事案でも、「トラブル」と簡単に対応するのではなく、両方の意見をしっかりと聞いて、両方の意見がしっかりと出るように対応してくれているように感じる。

(会長)

こども家庭センターでは、コロナが5類になった影響などはあるか。

(委員)

大きくは変わっていない。面前DVもこれまでと変わらず多い。コロナに家族が罹患して、子どもをどこで、誰が面倒を見るのかといった話があるときの

方が、様々に大変なことがあった。岸和田圏域でも、大阪府内6センターでも、虐待の対応件数は少し減っている。

(会長)

警察ではどうか。

(委員)

大きな事案が減って、小さな事案が増えたように感じている。コロナがあっても、警察の事案になる子どもは、外にいた。親の言うことを聞いて、自宅にいた子が、犯罪を犯してしまうことが増えているように感じる。触法少年は今年は多くなっている。去年までは家にいた子が、外に出て悪さするということが増えているように感じる。

虐待についても、増えているように感じる。コロナ禍で、夫婦が家にいるからケンカになってしまうのかと感ずることがあったが、今年の方が両親のケンカで取り扱うことが多くなっている。子どもの活動は活発になっているので、今後、警察が取り扱う案件は増えてくると感じている。

(会長)

触法に至る犯罪とは、どのようなものが多いか。

(委員)

小中の万引きや、嘘の110番通報などの取り扱いが目立つ。数は薄く広く増えたように感じている。暴力や器物破損などもあるが、目立つ子は去年多く拘束することになったので、一番目立つ子ではない子らが、警察の事案になることが散見されている。

(会長)

こども支援課はどうか。

(委員)

現状、コロナで大きな変化はない。対応件数は、毎年増加している。心理的虐待や、面前DVは増えている。コロナ以前からも、面前DVの認知が浸透してきている。

(会長)

中学校はどうか。

(委員)

コロナの影響がどうなのかは、はっきりとデータの検証もできないのでわからないが、影響はあると思われる。コロナの影響で、明らかに子どもがスマホを持つ率は増えたと感じる。他校や、年齢のわからない他人とつながる事案は、特徴のある子がそういうつながりを持つことは以前からもあったが、全国的にもそうかもしれないが、そういった、顔も見えない人物とつながることが予見できない子が、つながりを持っているということも増えている。家庭に伝えても、家庭も把握していない場合も多くある。コロナ前からもそういう状況にあ

ったのかは、分析できない。すでに、スマホやSNSが、生活の一部になってしまっている。

(会長)

小学校はどうか。

(委員)

タブレットが急に導入されて、携帯を持つ子どもどんどん増えた。子どもたちの会話で、「どこでそんな言葉を知ったのか」と気になることがある。聞いてみると、YouTubeから聞いていることが非常に多い。YouTubeで見たことを、面白いかと思って、友だちにやってしまう。そこでトラブルになることもある。スマホの普及で、いじめにも影響はある。スマホを持つ率は、小学校でも増えている。

(会長)

こども家庭センターで、SNSなどで対応することはどうか。

(委員)

4月以降で見たときに、パパ活に対応する事案は増えている。小中学生よりも、年齢は高い子どもが多い。援助交際という言葉が、パパ活という言葉になって、ハードルを下げた。家出少女が、遠方の男性とつながって、その後警察沙汰になるというケースは増えている。

(会長)

泉南警察署はどうか。

(委員)

いじめには直結しないが、便利なものが増えれば、その便利さに伴って、犯罪につながるものは増えている。昔は、テレホンクラブや、出会い系サイトや、LINEなどでつながっていた。今の子どもはLINEでつながらない。まずはInstagramやTikTokなどの動画でつながり、そのダイレクトメールなどで、他の人とつながりを持っていく。便利になっていくうえで、より高度になって、より見えにくくなってきている。

(会長)

スクールソーシャルワーカーの視点ではどうか。

(委員)

コロナ前には戻ることはできない。家の中で長い時間過ごすことになって、家庭で危険性を教える前に、どんどん家庭にスマホなどが普及していった。5類になっても、活動やSNSは止まらない。今の子にあわせた、ネットリテラシーの教育のようなものが、低年齢に必要であると感じる。SNSで、勝手にリストカットの動画などにつながる。以前は、中1や中2で起こっていたイメージの案件が、今は小5か小6で起こっている。グループLINEで悪口をいうなどの問題は、小学校3・4年生で起こり始めている。いじめについても、「こう

いったトラブルはこれぐらいの年齢で起こる」と以前考えられていたことが、
どんどん低年齢化している。

(会長)

何が危険なのか、子どもたちは理解する前に、スマホなどを持ってしまっ
ている。具体的に現場で、どのようなことに取り組んでいるか、聞かせてほしい。

(委員)

ゼロから取組を作るのは難しい、先進的に行っている活動を取り入れている。
吹田のGreenプロジェクトなども取り入れている。その他の市町の取組も
入れている。何年生のこの時期には、何をやるということを計画的に実施して
いる。また、担任だけで対応していることにはできないので、組織として対応
しているように、毎日、会議を開き、対応している。それでも、対応が遅くな
ってしまうことがある。認知の数が多すぎて、対応に時間がかかってしまうこ
とも生じるのではないかを懸念している。認知件数も増える中で、「大きな事
案ではないかも」と感じたとしても、引っ張り上げてみると、大きなものもあ
る。一つ事案が起こると、たくさんの人数に聞き取りを行うこととなる。

(委員)

子どもたちは、1・2・3年生の間にいじめについて話し合い、人間関係づ
くりについてどうしていくべきかを考えている。いじめについては、プログラ
ムを組んで実施しているが、本当の人間関係を構築していくのが、難しい時代
であるように感じる。されていやということはない。それだけでいじめはな
くならない。いじめを解決していくためには、「これぐらい大丈夫」「それがど
うした」と、心を強くしていくことや、受け止める側が「それぐらいで嫌とは
思わない」と成長していくことも必要であるが、学校は、保護者にそういった
ことは話すことはできない。「うちの子が悪いということですか」となってい
まう。しかし、本人にとっては、いずれ、父も母もいないところで、一人で人
間関係を構築し、いやなことにも対応していく力を身につけていくことも必要
な場面は必ず来る。いじめについては、周りの大人が話を聞いて、加害に反省
を促していくという対応はもちろんあるが、少し違うのではないかと感じてし
まうことも、実際にはある。子どものコミュニケーション能力が下がってきて
いることも感じるが、保護者同士のかかわりも変わってきている。小学校での
トラブルを引継ぎ、子どもたちは成長しているのに、保護者が「あの家はダメ
です」と話す。小1と中1では、子どもたちは大きく違うのに、大人が変わら
ないことがある。大人が大人と、話していくことにも課題はある。以前は、学
校にそんなことは言えなかった。今は思ったことをすべて話すことができると、
良い面はあるかも知れないが、学校には様々な要望をいただくが、家で、家庭
での指導をしてくれているのか、非常に見えにくい場合もある。社会全体がそ
んな風潮にあるが、それでは、子どもがやはり育たないと感じる。マスコミも
含めて、「本当に子どもにとって何が成長につながるのか」ということを、学
校は何をするのか、家庭では何をするのかを、社会全体でもう一度考えるこ
とも必要であると感じる。

(会長)

こども家庭センターでも、保護者の対応について、以前とは違うものを感じることはあるか。

(委員)

担当する子どもについては、家族や、本人、友だちの見立てがついてくる。家族や友人にも事情がある。保護者よりも、子ども同士が、お互いのことを知っていることがある。子どもは成長する。家庭と対応する場合も、子どもの成長を中心に話をしていくほうが、父母は分かってくれる。子どもの言葉に対し、どう感じて、どう見ていくのかを、家庭に整理していくこともあり、こどもから見た景色はどうなのかを、わかってもらう必要がある。余裕のある、いろいろ支援を自然と受けることができている家ばかりではなく、孤立してしまっている家庭もある。頼るところもない家庭は、保護者も困ってしまう。子どもをどう理解していけばよいか、考える余裕もなくなってしまう家もある。子どもをどう理解していくかが、やはり大切だと感じる。

(会長)

他市の対応なども含めて、スクールソーシャルワーカーとして感じることはあるか。

(委員)

子どもを中心に話していくことは本当に大切だと感じる。いろんな話を聞く中で、言葉遣いは荒いけれど、それをうまく自分の気持ちを話すことができている保護者もいる。それを、うまく整理していく必要があると感じている。

(会長)

昨年第3回において、重大事態の対応の点検項目をどうするのかであったり、各校の取組をどのように把握していくのかなどについてご意見をいただいている。今月になって、文部科学省から、重大事態の対応についてのチェックリストなども届いており、内容をしっかりと確認したうえで、今後提案させていただくことになろうかと考えている。

今年度も様々に意見をもらい、よりよい会議にしていきたい。

今回はこれにて終了する。

(事務局)

令和5年度第1回いじめ問題対策連絡協議会はこれで終了する。次回は令和5年12月ごろの開催を予定していることを共有する。

(事務局)

事務局の宣言により閉会